

仙台高等専門学校受託研究取扱要項

平成21年10月1日制定
最終改正 平成30年9月6日

(趣旨)

第1条 仙台高等専門学校（以下「本校」という。）において行う受託研究の取扱いについては、独立行政法人国立高等専門学校機構受託研究実施規則（平成16年機構規則第47号）及び他に定めのあるもののほか、この要項の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要項で「受託研究」とは、本校が独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）以外の機関（以下「機構以外機関等」という。）からの委託を受けて、本校の教員（以下「研究担当者」という。）が職務として行う研究（受託試験取扱規則（平成16年機構規則第48号）の規則により受託する試験等を除く。）、試作及び調査等で、これに要する全ての経費を委託者が負担するものをいう。

(受託研究の申請)

第3条 受託研究の申請をしようとする者（以下「委託者」という。）は、受託研究申請書（別紙様式1）を校長に提出しなければならない。

(受入れの決定)

第4条 校長は、本校の教育研究上有意義であり、かつ、本来の教育研究に支障を生じるおそれがないと認められる場合に限り、受入れを決定するものとする。

2 校長は、機構以外機関等から前条による申請があったときは、運営会議構成員の意見を聴くこととする。

3 校長は、受託研究の受入れを決定したときは、受託研究受入決定通知書（別紙様式2）により委託者に通知するものとする。

(受託研究の報告)

第5条 研究担当者は、当該受託研究が完了したときは受託研究完了報告書（別紙様式3）を作成し、校長に提出するものとする。

2 校長は、前項の報告を受けたときは、受託研究完了通知書（別紙様式4）により、委託者に通知するものとする。

(細則)

第6条 この要項に定めるもののほか、受託研究の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日一部改正）

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年9月6日一部改正）

この要項は、平成30年9月6日から施行する。

別紙様式 1

受 託 研 究 申 請 書

平成 年 月 日

独立行政法人国立高等専門学校機構
仙台高等専門学校長 殿申請者 住 所
所属機関
職・氏名

印

独立行政法人国立高等専門学校機構受託研究実施規則及び仙台高等専門学校受託研究取扱要項を遵守の上、下記のとおり受託研究を申請します。

記

研 究 題 目			
研究目的及び内容			
希望する研究担当者			
研究に要する経費 (消費税額及び地方 消費税額を含む)	直接経費	円	
	間接経費	円	
	合 計	円	
希望する研究完了期限	平成 年 月 日		
提 供 物 品			
そ の 他			
事 務 連 絡 先	担当者氏名	所属・職	住所・電話・Fax・e-mail

受託研究費積算内訳書

(単位：円)

区分	摘要	数量	単価	金額	備考	
直 接 経 費	賃金					
	諸謝金					
	外国旅費					
	設備・備品費					
	消耗品費					
	国内旅費					
	印刷・製本費					
	雑役務費					
	通信運搬費					
	光熱水料					
	その他					
	小 計					
	消費税及び地方消費税相当額（賃金・諸謝金・外国旅費）					
直接経費計						
間接経費						
合 計						

受 託 研 究 受 入 決 定 通 知 書

文 書 番 号
平成 年 月 日

申請者

殿

独立行政法人国立高等専門学校機構
仙台高等専門学校長

平成 年 月 日付けで申請のあった「○○○○○○○○○○○○○○○○○○に関する研究」について、
受入れを決定したので通知します。

つきましては、本校契約担当役と契約の締結をお願いします。

受託研究完了報告書

平成 年 月 日

校 長 殿

所属ユニット名
研究担当者氏名

印

平成 年 月 日付けで受入れ決定のあった受託研究について、下記のとおり完了したので報告します。

記

1 研究題目

2 研究成果
(概要、今後の活用方法)

3 所要経費

4 完了年月日

5 その他

受託研究完了通知書

平成 年 月 日

申請者

殿

独立行政法人国立高等専門学校機構
仙台高等専門学校長

平成 年 月 日付けで受入れ決定した受託研究について、下記のとおり完了したので通知します。

記

- 1 研究題目
- 2 研究担当者氏名
- 3 研究成果
- 4 所要経費
- 5 完了年月日
- 6 その他